



青森県

いきものたちを育み恵みを授ける自然と

生物



多様性

Aomori Biodiversity Strategies

戦略

概要版



自然と共に暮らしてきた青森県



基本理念

青森県は、県土の中央に陸奥湾を抱き、三方を太平洋、日本海、津軽海峡に囲まれ、八甲田山や白神山地にはブナの天然林が、津軽・下北の両半島にはヒバの天然林が広がっています。豊かな森から流れ出る清らかな水は、田畠を潤し、海へと注ぎ、様々な生き物たちの命を育んでいます。

三内丸山遺跡に代表される縄文の時代から、自然環境に適度な働きかけを行い、豊かな海の幸、森の幸を上手に利用し、自然とともに生きてきました。

しかし、物質的な豊かさや経済効率の追求のあまり、自然環境への負荷が増し、自然と共生してきた暮らしとともに生き物たちの生存基盤が急速に失われてきています。

また、2011年3月に発生した東日本大震災は、私たちの生活やそれを支える自然環境に甚大な被害を与え、豊かな恵みをもたらす自然は、時として大きな脅威となつて災害をもたらすことをあらためて意識させられる機会となりました。

そのような中で私たちは、今一度歩みを止めて、これからの開発については将来を見据えた慎重な判断を行い、自然に対し畏敬の念を持ち、先人たちが歩んできた自然との営みの中で日々の生活を見つめ直し、本県の豊かな生物多様性に裏打ちされた暮らしを再認識とともに、いにしえから自然と共生してきた地域として、様々な生き物たちが織り成す命の輪を守り、自然の恵みを授かりものと感謝し、真の豊かさを実感できる、「いきものたちを育み恵みを授ける自然と共に生きるあおもり」を基本理念とした、あおもり型の自然共生社会の構築を目指します。





奥入瀬渓流



岩木山とりんご園



種差海岸のハマギク



「いきものたちを育み恵みを授ける自然と共に生きる

生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた3つの目標と7つの戦略

青森県生物多様性戦略では、生物多様性によって支えられる自然共生社会を実現するための理念として「いきものたちを育み恵みを授ける自然と共に生きるあおもり」を掲げました。ブナの森と共に生きてきたマタギたちは、鳥や獣を狩猟し、山菜やきのこなどを採取することを、山から「授かる」と表現し、次の年もまた次の年も授かることができるよう、自然のバランスを壊さずに必要な分だけを丁寧に利用してきました。このような自然の理(ことわり)に沿って生きてきた先人たちの知恵や技を現代に活かしつつ、青森型の自然共生社会を実現するため、2050年の目標とする姿と、今後10年間で取り組む7つの戦略(行動計画)について示します。

知る

[2050年目標]

人と自然のつながりを理解し 次代に伝えるあおもり

地域の自然やそこに生息・生育する生き物を知ることは、自分を理解することともつながっています。地域の特徴的な食材やその調理方法、暮らしの道具などへの生物資源の様々な利用、津軽のお山参詣や虫送り、下北の餅つき踊り、南部のえんぶり等の伝統行事など、多様な風土に育まれた地域の様々な暮らし方や文化は、地域の個性豊かな生物多様性からもたらされています。産業構造や生活様式の変化などにより、地域で育まれてきた知恵や技術に裏打ちされた暮らし方が急速に衰退しています。地域の生物多様性を把握・継承し、地域の個性を次代に伝える社会を目指す必要があります。

【基本理念】

いきものたちを育み
恵みを授ける自然と
共に生きるあおもり

活かす

[2050年目標]

生物多様性がもたらす恵みを 活かすあおもり

青森県は、農林水産業をはじめ、建設業、製造業、観光など、自然からもたらされる様々な恵みの活用により地域社会が成り立っています。これらの恵みを将来にわたって安定的に享受し、地域の暮らしを維持していくためには、生物多様性がもたらす恵みの価値を理解し、すべての産業活動において、自然資源を上手に活用しながら、持続可能な利用を推進する必要があります。また、世界的な食料や飼料、資材の流れ、地球規模の気候変動など、青森県内にとどまらず、広い視野を持って日々の暮らし方を見直す必要があります。

守る

[2050年目標]

いきものたちの命を守り 育てるあおもり

青森県は、三方を海に囲まれるとともに、全国有数の内湾である陸奥湾と大小様々な湖沼や河川に恵まれ、白神山地や八甲田山をはじめとした豊かな森が広がり、その多様な風土とそこに住む人々の日々の暮らしにより育まれた豊かな生態系があります。しかし、経済の成長とともに、様々な生き物たちの生息・生育地である多様な生態系の破壊が進み、命のつながりが途切れることにより、私たちの暮らしへの影響も懸念されています。これからは、様々な生き物たちの命を理解し尊重し、守り育てることで、将来の世代まで持続的に活用できる社会を目指す必要があります。



みんなで取り組む

守ること、活かすこと、知ることは一体のものです。取組ひとつひとつにはそれぞれの要素が存在しています。小さな取組でもみんなで協力し合いながら進めていくことが、自然共生社会の実現にとってはとても大切なことです。



7つの戦略（行動計画）

10年戦略 ①	「生物多様性に関する知見の充実や人財の育成を図る」	<p>生物多様性を保全し持続可能な利用に向けた取組を進めるためには、地域における生物多様性の現状を把握し、それらの情報を元に対策を講じることが必要ですが、自然環境の調査には多大な時間と経費がかかることや、調査を担う人財の高齢化などが課題となっています。</p> <p>このため、県をはじめ大学や市民グループなど多様な主体による各種調査を促進し、結果に基づき希少種や外来種のリスト化を進めるとともに、生物多様性に関する施設間のネットワーク化や人財と情報のデータベース化などの取組を進めます。</p>
10年戦略 ②	「県民の生物多様性に関する理解を促し保全意識を育む」	<p>生物多様性という言葉については認知が進んできていますが、実体験を通じた自然共生社会への理解や、県民一人ひとりの具体的行動の実践につながっていないことが課題となっています。そこで、自然の中での生き物とのふれあいなど体験型の環境学習の機会やプログラムの充実、WEBサイトによる生物多様性に関する各種情報提供、環境学習の指導者育成などの取組を進めます。</p>
10年戦略 ③	「自然環境に配慮し生物多様性の恵みの持続可能な利用を図る」	<p>本県は、生物多様性の恩恵を直接享受する農業、林業、漁業を主体とした産業構造となっているとともに、白神山地、十和田湖、八甲田山、種差海岸など、豊かな自然環境とのふれあいを通じた観光産業も盛んです。これら、地域の自然が生み出す恵みの利用は、将来世代の利用をも確保した持続可能なものとしなければなりません。このため、生産の場となる自然環境の適切な保全や自然景観への配慮など、生物多様性の保全をより重視した農林水産業を推進するとともに、持続可能な観光のスタイルであるエコツーリズムなどの取組を進めます。</p>
10年戦略 ④	「生物多様性の恵みを評価し新たな価値を創造する」	<p>生物多様性がもたらす恵みは、水や空気のようにその価値を認識することが難しいものです。そのため、自然の恵みはタダであり、どんどん湧いてくる物と勘違いしてしまいがちですが、利用のしかたを間違えると枯渇するとともに、恵みを享受する自然環境を適切に保全するためにはコストもかかります。そこで、自然の価値を評価し、新たな価値として認識することが必要です。このことから、生物多様性がもたらす恵みの経済価値評価や、生物多様性に配慮した産物や商品への付加価値の付与、自然と人との関係性の再構築などに取り組みます。</p>
10年戦略 ⑤	「野生鳥獣と人ととの調和共存を図る」	<p>人口の増減、産業構造やライフスタイルの変化などとともに、人と野生鳥獣との関係性も大きく変わってきました。このような中で、生息環境の悪化に伴い個体数を減少させている種がいる一方で、農林水産業や生態系に被害を及ぼしている種もあります。このため、人と野生鳥獣が共存できるように、野生鳥獣の生息域を保全するとともに、人の生活域との境界部分においては、必要以上に野生鳥獣が人の生活域へ侵入しないようにするための対策を講じるほか、被害が深刻な場合は、科学的知見に基づく個体数管理を行うなどの取組を進めます。</p>
10年戦略 ⑥	「絶滅のおそれのある野生生物やそれらを育む生態系を保全する」	<p>野生生物の生息環境は、一度失われると再生が困難であるとともに、森林、農地、河川、湖沼、湿地、海岸など、生物の生息・生育空間はそれぞれつながりをもって存在しています。このため、法律や条例に基づき保全地域に指定するなど、各種行為規制による保全策を講ずるほかに、希少な野生生物や生態系に影響を及ぼす外来生物などのリストアップ、人の関わりにより維持されてきた生息・生育環境の維持、自然環境のもたらす恵みに対価を支払う仕組みづくり、地球温暖化防止対策の促進などの取組を進めます。</p>
10年戦略 ⑦	「多様な主体の参画と協働による生物多様性保全活動を促進する」	<p>生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるためには、知るための取組、活かすための取組、守るための取組などを、日々の暮らしから事業活動まで幅広く効果的に実施することが必要です。そこで、様々な主体が生物多様性に関する取組を進める際の情報窓口となる、生物多様性地域連携保全活動支援センターを設置して、各種情報の提供を行い、多様な主体の連携を進めます。</p>

目標の達成にむけて

戦略（行動計画）の点検・評価

5年毎を目途に戦略（行動計画）の点検・評価を行い、評価結果に基づき、必要に応じて、戦略や行動計画の見直しを行います。

1

点検・評価のスケジュール



2

モニタリング指標

NO	戦 略	指 標	現 況	目 標	備 考
1	1, 6	レッドリスト及び外来種リストの改定	—	改定(H35)	
2	1	施設間ネットワークの構築	—	構築(H35)	
3	1, 2	人財データベースの構築	—	構築(H35)	
4	2	ホームページの開設	—	開設(H35)	
5	2	県立自然ふれあいセンターにおける体験プログラム利用者数	603人(H24)	1,000人(H35)	
6	2	総合的な学習の時間で自然観察をテーマとした学習活動を行っている小学校の割合	26.2%(H24)	50% (H35)	
7	3	エコファーマー取組面積	5,209ha(H24)	10,000ha (H28)	
8	3	GAP手法導入組織数	65(H24)	127 (H28)	
9	3	有機農業の取組面積	299ha(H24)	390ha (H28)	
10	3	民有林間伐面積	3,295ha(H24)	7,366ha (H30)	
11	3	海面漁業漁獲量	227,507t(H24)	現状を維持 (H35)	県統計
12	3	内水面漁業漁獲量	5,881t(H24)	現状を維持 (H35)	農水省統計
13	3	観光ボランティアガイド団体数	24(H24)	30 (H35)	日本観光振興協会
14	4	県特別栽培農産物取組面積	424ha(H24)	780ha (H28)	
15	5	野生鳥獣による農作物被害面積	277.1ha(H24)	現状を維持 (H35)	
16	5	狩猟者数(延べ人数)	1,578人 (H24)	現状を維持 (H35)	
17	5	野生鳥獣保護管理計画策定数	1(H24)	3 (H35)	
18	6	保護地域面積	258,810ha(H24)	290,000ha (H35)	県面積の30%
19	7	地域連携保全活動支援センターの設置	—	設置 (H35)	



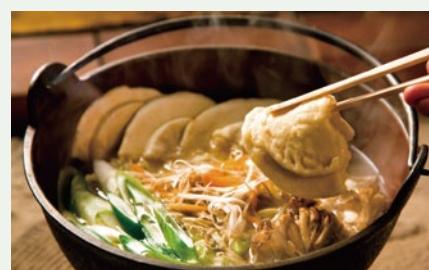
八甲田山



白神山地



尻屋崎の寒立馬





青森県生物多様性戦略 <概要版>

青森県 環境生活部 自然保護課

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

TEL.017-722-1111(代表) E-mail: shizen@pref.aomori.lg.jp

青森県自然保護課ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/index.html>